

# 青森県報

号外第二十八号

平成二十年  
三月二十八日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

- 青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (水産振興課) …… 一
- 青森県漁港管理規則の一部を改正する規則 (漁港漁場整備課) …… 一
- 訓 令
- 青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令 (整備企画課) …… 四

## 規 則

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金助成法」に改める。

第二条中「種類及び」を「種類は、次のとおりとし、その」に、「次のとおりとする」を「知事が別に定める」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 総トン数が百三十トン(特別の理由がある場合において、農林水産大臣が、漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき百三十トンを超える総トン数を定めたときは、その総トン数とする。以下同じ。)未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が百三十トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金

二 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第四号に掲げるものを除く。)

三 漁場改良造成用機具、漁船用油供水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金

四 漁具又は養殖いかだその他農林水産大臣が定める養殖施設の取得に必要な資金

五 ぶり、うなぎその他の成育期間が通常一年以上である水産動植物であつて農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金(農林水産大臣が指定するものに限る。)

六 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金(法第二条第一項第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、漁業近代化資金助成法施行令(昭和四十四年政令第二百九号)第五条に規定する者を除く。)(に貸し付けられるものに限る。)

七 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金

第四条中「に規定する」を「の規定により知事が別に定める」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県漁港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第十九号

## 青森県漁港管理規則の一部を改正する規則

青森県漁港管理規則（昭和三十九年五月青森県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第九条及び第十一条」を「第十条及び第十二条」に改め、同条第二項中「第九条から第十一条」を「第十条から第十二条」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第十二条」を「第十四条」に、「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第十一条第四項」を「第十三条第五項」に改め、「の占用」の下に「若しくは使用」を加え、「漁港施設の使用の届出書」を削り、「第八号様式」を「第十号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とする。

第十条中「第十条」を「第十二条」に、「第七号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「第六号様式」を「第八号様式」に改め、同条を第十条とする。

第八条の見出し中「の使用」を「で処理する廃油の種類」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第九条」を「第十一条」に、「第五号様式」を「第七号様式」に改め、同条第二項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（使用の許可の申請等）

第七条 条例第九条第一項の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（船舶により使用しようとする者に限る。）は、漁港施設使用許可（船舶）申請書（第五号様式）に次に掲げる書類を添えて所轄地域県民局長に提出しなければならない。ただし、当該使用許可期間満了後引き続き当該使用許可を受けようとする場合において当該使用許可に係る事項に変更がないときは、第一号から第五号までに掲げる添付書類及び第六号に掲げる添付書類のうち知事が別に定めるものを省略することができる。

一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書の写し

二 船舶全体を撮影した写真

三 損害保険に係る保険証券の写し

四 申請者と船主が異なる場合にあつては、申請者が船舶の使用について権利を有していることを証明する書面

五 船舶の使用者の船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百九十九号）第七条第一項に規定する海技免状又は同法第二十三条の五に規定する小型船舶操縦免許証の写し

六 その他知事が必要と認める事項を記載した図書

2 前項本文の規定にかかわらず、スポート又はレクリエーションの用に供する船舶以外の船舶及び無動力船により使用しようとする者が使用許可を受けようとする場合においては、添付書類のうち知事が別に定めるものは、添付することを要しない。

3 使用許可を受けようとする者（船舶により使用しようとする者を除く。）は、漁港施設使用許可（用地）申請書（第六号様式）に次に掲げる書類を添えて所轄地域県民局長に提出しなければならない。ただし、当該使用許可期間満了後引き続き当該使用許可を受けようとする場合において当該使用許可に係る事項に変更がないときは、添付書類を省略することができる。

一 平面図

二 求積図

三 その他知事が必要と認める事項を記載した図書

第九号様式中「」及び「」を「」に改め、同様式を第十号様式とする。

第八号様式中「」を「」に改め、同様式を第十号様式とする。

第七号様式中「」を「」に改め、同様式を第九号様式とする。

第六号様式中「」を「」に改め、同様式を第八号様式とする。

第五号様式中「」を「」に、「」を「」に改め、同様式を第七号様式とし、第四号様式の次に次の二様式を加える。

第5号様式 (第7条関係)

※青森県収入証紙ちよう付欄

漁 港 施 設 使 用 許 可 ( 船 舟 ) 申 請 書	年 月 日
-------------------------------	-------

地域県民局長 殿

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(電話番号)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

甲種漁港施設を使用したいので、関係書類を添付して、青森県漁港管理条例第9条第1項の規定による許可の申請をします。

記

船 名	住 所		
	氏 名	電話番号 ( )	
船舶番号又は船舶検査済票番号			
動力、無動力船の別		動力船	無動力船
船 舟 の 長 さ	総 ト ン 数		
	漁 港 名		
使 用 場 所 (漁港施設の名称)			
使 用 目 的			
使 用 期 間		年 月 日から	年 月 日まで

注1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式 (第7条関係)

漁 港 施 設 使 用 許 可 ( 用 地 ) 申 請 書

年 月 日

地域県民局長 殿

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

甲種漁港施設を使用したいので、関係書類を添付して、青森県漁港管理条例第9条第1項の規定による許可の申請をします。

記

漁 港 名	漁港
使 用 場 所 (漁港施設の名称)	
使 用 面 積	
工 作 物 の 面 積	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

注1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令

青森県土地利用対策会議規程（昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「整備企画課担当の県土整備部次長」を「県土整備部の事務的事項に係る事務を担当する次長」に改める。

第八条中「県土整備部整備企画課」を「県土整備部監理課」に改める。

別表第二中「公営企業課長」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭